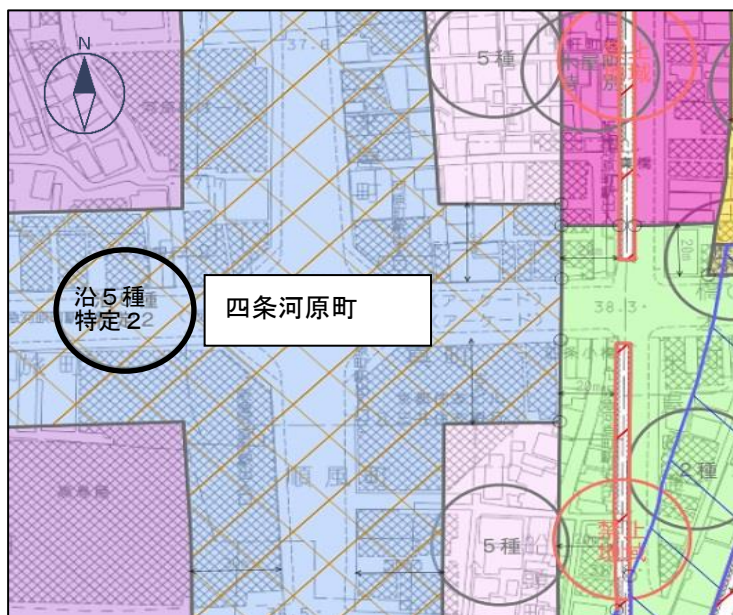


### 陳情第3954号「屋外広告物の撤去経費に対する助成等」について

#### 〈屋外広告物規制の概要〉

京都市内において、伝統的建造物群保存地区等の特別なエリアを除き、市内全域を21種類の区域に分けて基準を定めており、四条河原町周辺は、沿道型第5種地域（特定第2）に該当する。

#### 四条河原町周辺



当該地域の建築物等定着型屋外広告物等の規制概要は、以下のとおりである。

区分	高さ	屋外広告物1個当たりの面積	色彩
沿道型第5種地域 (特定第2)	20m以下 かつ 建築物高さの2/3 以下	50㎡以内	マンセル値の彩度が Rは6、その他の色相 では8を超える色が 表示面の50%未満